

寄付金取扱規定

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人 奈良まほろばソムリエの会(以下「協会という。」)が受け入れる寄付金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄付金の種類)

第2条 協会が受け入れられる寄付金の種類は次のとおりとする。

- (1)一般寄付金 寄付者が用途を特定せずに寄付した寄付金
 - (2) 特定寄付金 寄付者が用途をあらかじめ特定した寄付金
- 2 この規定における寄付金は金銭とする。

(寄付金の募集)

第3条 協会は、協会会員に対して常時一般寄付金および特定寄付金を募ることができる。

(受入手続)

第4条 寄付金等を協会に寄付しようとする者は、寄付金申込書(協会ホームページ上に記載)により申し込む。

(寄付金の取扱い)

第5条 一般寄付金については、協会の事業目的に使用する。

- 2 特定寄付金については、特定された事業目的に使用する。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄付金および特定寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、寄付者の住所・氏名、金額及び受領年月日を記載するものとする。

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の議決を経て行う。

付則 1 この規定は、2021年11月1日より施行する。

2. 2022年5月20日一部改定・施行